

消費税の転嫁対策等の主な取組みについて

平成 25 年
10 月

- 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）施行。
- 公取委、経産省（中企庁）合わせて 600 名程度を臨時的に増員し、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官等を配置。
- 各省庁、地方支分部局、各都道府県等に相談窓口を設置。
- 政府共通の相談窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを開設。
- 便乗値上げに関する情報・相談を受け付ける窓口として、消費者庁に便乗値上げ情報・相談窓口を設置。

11 月

- 違法行為を効果的に摘発するため、公取委・経産省（中企庁）において過去^(※)を大幅に上回る規模（15 万者）の書面調査を実施。

(※) 平成 9 年時、下請法に基づく調査を 6,000 者に対して実施。

(調査時期) 11 月

(回答数) 10,209 社

(調査内容) 転嫁拒否等の被害の有無等について調査

(調査結果)

- ・ 10,209 社の回答のうち、「既に転嫁拒否を受けている」または「今後受けることを懸念している」と回答した事業者は 750 社。
- ・ 上記 750 社から、「既に転嫁拒否を行っている」または「今後転嫁拒否を行う可能性がある」として社名を明示された取引先事業者は 268 社。
- ・ 具体的な転嫁拒否の内容として、以下のようなものが寄せられた。
 - ① (建設) A 工務店は、本年 4 月 1 日以降に引き渡しを受ける下請工事について、消費税率引上げ分を支払わない旨を下請事業者に連絡。
 - ② (製造) B 製造業者は、安売りセール実施のため、納入業者に対し、消費税率 8% を上乗せした納品価格から値引きするよう要請。
 - ③ (小売) C 小売店は、納入業者に対し、納品価格に消費税率 8% を上乗せした結果生じる端数を切り捨てて支払う旨を連絡。

その後の取締り対応

- 書面調査の回答を踏まえ、転嫁拒否等の可能性を指摘する回答が多かった業種（建設業、製造業、卸売業・小売業）の業界団体（計 575 団体）に対し、1 月 17 日付で要請文書を発出。（公取委、経産省、国交省）
- 違反の疑いのある事業者に対して立入検査などの調査を実施中。違反行為が認められた事業者に対し、消費税転嫁対策特別措置法に基づく是正のための指導を実施（1 月末現在で 164 件）し、主な指導事例について公表。

※公取委が指導を行った違反事例の概要

- ① 運送業務を委託している運送事業者に対し、消費税率引上げ後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた事例
 - ② 大規模小売事業者が納入業者に対し、納入業者の負担によって、消費税率引上げ時の価格表示の変更に迅速に対応するための特別な値札を付けて納入するよう要請した事例
 - ③ 大規模小売事業者が納入業者に対し、従来 of 税抜価格での交渉方法を改め、消費税込価格での交渉方法に変更した事例
- 消費税転嫁対策特別措置法に基づく立入検査を、経産省（中企庁）においても実施中。（2 月 7 日時点で 101 件実施済）
 - 転嫁拒否行為に関する情報を把握するため、1 月末までに延べ 135 の事業者団体及び事業者 251 社に対してヒアリング調査を実施。（公取委）
 - 昨年 5 月に下請代金法に基づき実施した親事業者に対する調査について、消費税の転嫁拒否を行っている趣旨の回答をした 465 事業者に対し、1 月末に指導文書を発出。（経産省）

平成 26 年
1 月 28 日

- 「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部」開催（本部長：甘利大臣）
 - 本部において、消費税率の引上げに向け万全の転嫁対策等を講ずることを確認。具体的には、
 - ① 転嫁拒否や表示等の違反行為に対する迅速かつ厳正な取締り、
 - ② 事業者等に対する更なる指導・周知徹底、
 - ③ 事業者・消費者からの相談に対する適切かつ丁寧な対応、
 - ④ 転嫁対策等及び社会保障・税一体改革の広報等について、各省庁がよく連携し、政府一丸となって今後ともしっかりと取り組むこととなった。